

日本銀行金融研究所アーカイブ活動報告（平成 28 年度）

I 概況

日本銀行金融研究所アーカイブは、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号、以下「公文書管理法」という。）および同法施行令に基づき内閣総理大臣から「国立公文書館等」としての指定を受け、歴史的公文の収集、保存に関する業務および利用請求への対応を行っている¹。

II 主な活動実績

1. 歴史的公文の受入・保存の状況

(1)受入・整理

平成 28 年度は、日本銀行内の各部署等から 3,366 冊の歴史的公文を受入れた。このほか、寄贈資料についても整理・受入を進め、平成 28 年度末時点における目録掲載冊数は、95,747 冊となった。

(2)保存に関する取り組み

明治・大正期に作成された紙資料を中心に、劣化が著しい資料 146 冊について複製マイクロフィルムを作成したほか、13 冊についてデジタル化を行い、長期保存用ディスク（DVD）に収録した。また、水損資料等 4 冊を修復したほか、劣化抑制のための脱酸性化処理を 15 冊に実施した。

このほか、平成 28 年度に受入れた歴史的公文を中心に、中性紙保存箱への収容を進めた。

2. 歴史的公文の利用状況

(1)利用請求および利用決定等

一般からの利用請求を 177 件受け、前年請求分を含め、利用決定等を 142 件行った。利用決定等の内訳は、下表（次頁）のとおりであった。

¹ 公文書管理法の下で定められた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）を踏まえ、日本銀行金融研究所アーカイブでは「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」を制定し、これに基づいて運営している。

利用請求および利用決定等の状況（平成 28 年度中）
（件）

利用請求	177
利用決定等	142
全部利用決定	131
一部利用決定	11
利用不可	0
延長をしなかったもの（30 日以内に利用決定したもの）	142
30 日以内の延長を行ったもの	0
特例延長を行ったもの	0
取下げ	2
処理中（年度末時点）	45

(2)利用状況

一般の利用については、利用者がアーカイブ閲覧室において閲覧したものが 94 件、写しの交付による利用が 106 件であった。

また、日本銀行内における業務利用²の件数は 4,080 件であった。

3. アーカイブ所蔵資料を用いた展示

日本銀行金融研究所貨幣博物館において、「アーカイブの仕事」コーナーを設置し、日本銀行定款や帳簿、本店建物等の写真を掲載したパネルのほか、日本銀行営業免状等のレプリカを常設展示している。また、日本銀行旧小樽支店金融資料館および日本銀行本店見学ルートの常設展示において、アーカイブ所蔵資料を用いて作成したパネルの展示を行っている。

以 上

² 日本銀行金融研究所アーカイブでは、移管元が日本銀行内の各部署であることから、行内の各部署による業務利用が、公文書管理法第 24 条における「移管元行政機関等による利用」に相当するものと整理している。